

令和4年度第2回  
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和4年(2022年)11月24日(木)

10時00分～12時00分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7階 7-D会議室

出席委員：

13名中9名出席

会場出席：石田龍一委員、内海委員、関根委員（代理 鏞様）、田中委員、平松委員、  
前畑委員、家森委員

WEB出席：荒木委員、石田裕子委員

欠席：石川委員、梅木委員、酒井委員、畑田委員

議 題：滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)の答申案について  
滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の答申案について

配布資料

- 次第
- 委員名簿・配席表
- 議題1 資料1-1～1-6、参考資料1-1
- 議題2 資料2-1～2-7、参考資料2-1～2-2

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和4年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は13名中9名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部次長が挨拶を行い、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

**議題： 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)の答申案について**

<事務局から滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)の答申案について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

**委員：**

関係者等からの意見対応について、様々な観点からたくさんの意見が出されているが、丁

寧かつ適切に対応されていると感じられる。

**委員：**

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）の答申案について、第1回環境審議会自然環境部会の時と比較してわかりやすくなった。特に、湖北個体群・個性個体群といった県内の個体群と地域個体群全体を区別してしっかりと整理されたことについて、非常にわかりやすくなったと思う。

**部会長：**

他に意見等ないようであれば、答申案に異議なしということで、資料1－6のとおりこれを妥当とし、知事あて答申として提出してよろしいか。

<異議なし>

**議題： 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の答申案について**

<事務局から滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の答申案について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

**委員：**

琵琶湖や河川の話で、漁業被害や河畔林の記載があったが、もう一つカワウの被害として、水質への影響が他府県において、特に池などでカワウの糞による窒素やリンによって水質が悪化する事例がある。滋賀県の場合、琵琶湖が大きいので、糞害による水質の悪化は考慮しなくてよいということか。

**事務局：**

本県ではそのような事例は聞いていない。琵琶湖以外の溜め池でもねぐら・コロニーが形成されている場合もあるが、水質の被害は聞いていないので、問題になっていないものと思われる。大きなコロニーは琵琶湖や大きな河川にある場合が多いというのもあると思う。

**委員：**

前回、ブロックで対策することの重要性は分かるが、具体策が見えにくかった。それが見えるようになってよくなったと感じている。大きく3つのブロックとあるが、市町の分け方について、移動や関係性、関連性を考えると場合によっては市町が重なることもあると思う。具体的にはどのように分けるのか。

**事務局：**

具体的な分け方は今後進めていく中で決まっていく部分もあると思うが、現状は行政界で分けることを考えている。ご指摘のとおり、ブロック間を行き来するカワウももちろんい

るので、そこは県が間に入り、ブロック間の調整ができるようにしていきたいと考えている。具体的な行政界はねぐら・コロニーごとの方針を定めていく中で変わるところもあると思う。

**委員：**

カワウの管理の計画としては、県内のねぐら・コロニーの分布状況に応じて3つのブロックで管理する計画は画期的だと思う。3つのブロックの在り方は、スタート時点は市町の境界でよいと思うが、順応的に管理すると記載されているように、カワウのねぐら・コロニーも少しずつ移動したり変わっていくものと思うので、ブロック自体も柔軟性がある、カワウの状況に応じて変化していくものなのかなとイメージしている。それが分かるような書きぶりがあるとよい。

資料 2-1 の 20 ページ 4 行目に共通の方針とあるが、3つのブロックに共通の方針ということかと思うが、共通の方針はブロックごとに定める、の意味がわかりにくい。もう 1 点、25 ページ (3) 生活環境被害で追い払いと追い出しの違いは何か。

**事務局：**

共通の方針について、ブロックごとに方針を定めという記載は、ブロック内で共通した方針を定めることを意図していた。3つのブロックで共通するものとしては、県の特定期間の方針がある。ブロック内には様々なねぐら・コロニーがあるが、ブロック内で同じ方向を向いて、ねぐら・コロニーで何か対策を行うときに一緒に対応できるようにしたり、新たなねぐら・コロニーができたときに迅速に対応できるように、それぞれのブロックに応じた方針を立てるということが書きたかった内容になる。書きぶりは検討したい。

生活環境被害の部分について、追い払いは花火等で野生鳥獣を追い払うもの。今回カワウでねぐら・コロニーを想定すると、ねぐら・コロニーで追い払いをすることで、ねぐら・コロニーから出す、そこにいさせなくするというので、追い出しという表現をしている。一方で、押し込めは一つのコロニーにおいても一部のエリアからは生息しないようにし、それ以外のエリアでカワウの生息を限定することを押し込めと表現している。

**委員：**

参考資料 2-1 の 8 ページのカワウの食性調査結果は重量比か。明確に記載を。

**事務局：**

確認して記載する。

**委員：**

生息数が減少した中で再び増加傾向にある原因として、ねぐら・コロニーの数が増え、各コロニーで生息数が増加していることが大きい。集団を形成して繁殖力が高い種については集団の数を増やさないと重要。既にコロニーが増えているので、これ以上増やさないとすることが根本的な対策になると思う。それに対する言及があまりなく、25 ページに追い出しに関する記述でコロニーの分散を把握しとあるが、追い出しは基本的にコロニーを

分散させる対策。局所的な対策と広域的な対策の違いが大きい。極端な例になるが、近隣に住んでいる人にとっては基本的には出て行ってほしい、地域の方は自分のところからいなくなしてほしい。このような人は追い出しを奨励される。これは結果的に別のところにコロニーをつくって県全体として見た場合は副作用の方が大きい。グループで地域の意見を把握して反映させることは大事だが、県全体で長期的にカワウの個体数を管理していく観点で言えば、地域的な要望を反映させることは結果的に広域的な個体数の増加につながることもあるので、追い出しの対策は場合によっては必要かもしれないが、安易に使うことは難しい。コロニーの分散をこれ以上させないということを書くことが県全体の対策として重要ではないか。

**事務局：**

追い出しの場合、ご指摘のとおり、他の場所に行くだけ、ということもあるが、新規のコロニーなどでは、追い出しを行うことで既存の大きなコロニーに吸収されることもある。また、追い出された先が漁業もされていない、住民もいない、という場所であれば、そこに一定カワウが生息するのは問題にならないこともある。そういったところも含めて、地域事情を反映しながら、それぞれのねぐら・コロニーに応じた対策を分布管理のための体制の中で実施していくものと考えている。

**部会長：**

ありがとうございます。

他に意見等ないようであれば、資料2-7知事あて答申案で提出してよろしいか。

<異議なし>

**事務局：**

本日は長時間に渡り、議論いただき感謝申し上げます。

これにて、令和4年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。

なお、今年度自然環境部会で予定している審議は以上となる。